

## 緊急時対応フロー &lt;20181214&gt;

## &lt;1&gt; 連絡体制

- 会場責任者→競技責任者→競技最高責任者→専務理事
- 担当審判（審判の会場責任者）→割当責任者→県審判委員長→専務理事・競技責任者
- 専務理事は、速やかに、事故対応チーム編成、規律委員会、理事会の緊急招集（報道関係の対応窓口）を行う。

## ◎会場責任者

- ・その会場での運営責任を担う者であり、明確な意思決定を行い指揮を執る。
- ・その会場に、上位の責任者がいる場合は、上位の責任者が指揮を執る。ただし、上位責任者が他の会場の連絡調整も図り、競技全体の指揮を執る場合は、会場責任者が上位責任者と相談しながら指揮を執ること。
- \*会場にAED（設置場所の確認）は絶対要、救護のための人員（医師・救命救急士・看護師）配置を考える必要がある。
- \*大会主催側が医師等の看護係を設置している場合は、会場責任者や審判、チーム関係者に対して、事故を未然に防ぐための指示ができる。（特に試合担当審判との連携を図る。ただし、ゲームを止めることはできない。）

## &lt;2&gt; 危機管理体制の考え方

- \*大会成立には、チーム関係者だけでなく、大会役員（特に審判員やTO員）の確保が重要である。また、会場までの移動についての安全を配慮する必要がある。

## 1) 自然災害

- ・地震や台風、降雪・豪雨など、天候による自然災害発生時に対する対応
- ・公共交通機関や会場への影響が想定されるため、試合開催の根幹部へのダメージへの対処が必要

## 2) 反人為的事故

- ・自然災害ではないが、大規模な被害が想定される
- ・局所的な被害に加え、近隣の交通機関などに対しても対処が必要

## 3) 突発的事故/事件

- ・突発的かつ、人為的な事故や事件に対する対応
- ・特に試合会場への警備体制や、行政機関との連携が必要であることに加え、広報的な対処も必要

## 4) 数日前：事前計画作成（大会実施要項に記載）

- ・関連事項：地震/降雪/豪雨/台風
- ・自然災害については、その規模に応じて数日前の発生であっても試合開催に影響を及ぼす可能性があるため、特に試合会場や交通機関については、確認調査が必要

## 5) 前日

- ・関連事項：地震/降雪/豪雨/台風/火災/事件/事故
- ・前日の事象については、チームの移動や会場の設営業務等にも支障をきたす場合があるため、特に慎重に状況確認と対応を進める必要がある

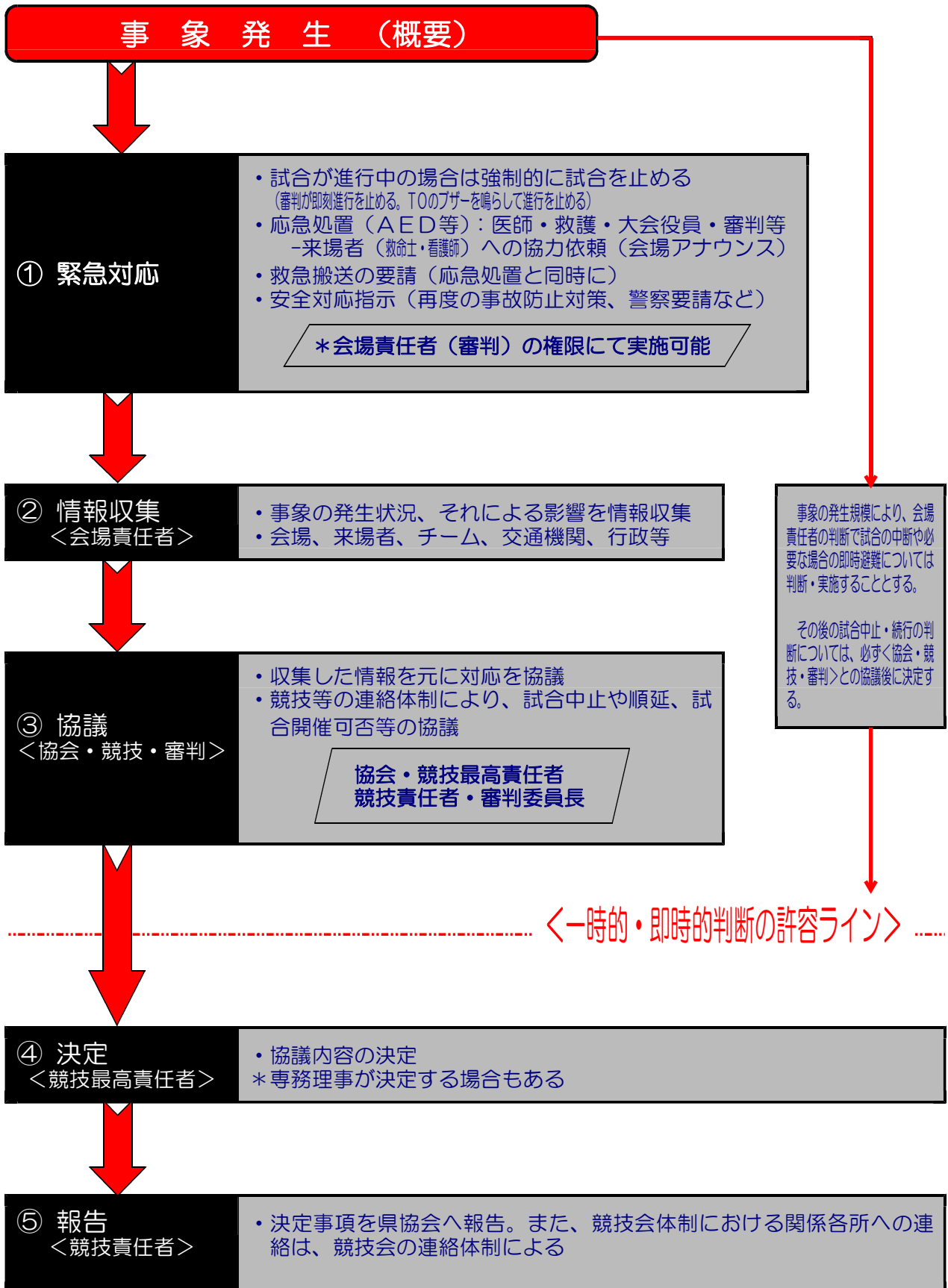
## 6) 試合当日（開場前～試合前）

- ・関連事項：地震/降雪/豪雨/台風/火災/事件/事故
- ・試合当日においてはチームや大会運営だけでなく、来場者等の安全を確保する必要もあるため、情報集収と協議を協会を含めて実施する。即座に避難が必要なケースは、会場等との連携を行い、安全を最優先に対応すること

## 7) 試合当日（試合中）

- ・関連事項：地震/降雪/豪雨/台風/火災/事件/事故
- ・来場者や、選手、関係者の安全を最重要とし、避難が必要な場合は即座に対応する
- ・試合中断の判断は、会場責任者の権限にて実施可
- ・試合中止の判断の場合は、協会とも協議して決定する
- ・中止判断後は、事後対応を並行して協議する。

### ＜3＞ 傷病・事故・災害等発生時の対応フロー



■ < 事象発生 A > 選手・指導者・審判・役員・(来場者)の傷病・事故、不審者等 ■

① 緊急対応

(会場責任者権限)

- ① 試合が進行中の場合は強制的に試合を止める  
(審判が即刻進行を止める。T Oのブザーを鳴らして進行を止める)
- ② 応急処置 (A E D等) : 医師・救護・大会役員・審判等  
\* 来場者 (救命士・看護師) への協力依頼 (会場アナウンス)
- ③ 救急搬送の要請 (応急処置と同時に)  
\* 救急搬送まで、会場責任者 (審判) の権限にて実施可能  
\* 安全対応指示 (避難場所誘導指示) \* 警備員・警察要請

② 対応

(会場責任者権限)

- ・ 救急搬送
- ・ 会場責任者がチーム関係者との連携により搬送
- ・ 安全対応指示 (再度の事故防止対策)  
\* 警察・警備員対応や要請
- ・ 事故内容によっては試合中断を想定し、会場責任者と審判で協議する
- ・ 会場責任者から競技責任者へ連絡  
\* 再開可もしくは中止すべきの判断を主催者見解として展開する

③ 場内沈静化

- ・ 会場責任者を中心に全役員・チームで場内沈静化を図る  
- 該当者をSNSの対象にならないようにブラインド化を行う  
(会場での人員配置・ブルーシート等)
- ・ 場内アナウンスを実施し、SNS投稿をしないように促す  
\* 事前のマナー指導 (実施要項記載、SNSの取り扱いについては各チームでの指導を要請)

④ 該当者事後対応

- ・ 選手該当者のケア (チーム関係者との連携)
- ・ 役員、審判該当者についてはその責任者との連携によるケア
- ・ 必要に応じて、医療機関、(弁護士) 等に相談

⑤ 協議

- ・ 収集した情報を元に対応を協議する
- ・ 試合開催 (続行) 可能か中止 / 順延かの判断をする  
\* 協議を経て決定し、迅速に対応する

協会・競技最高責任者・競技責任者・会場責任者・審判委員長

⑥ 報道・警察対応  
(その他)

- ・ 専務理事をチーフとして対応 (事故対応チーム編成)
- ・ 報道関係、問合せ窓口 : 専務理事
- ・ 事故対応チームとしての協議  
- 情報収集 (まず、会場責任者を中心に会場役員・審判・医療機関・警察など)  
- 報告内容の確認と作成  
・ (弁護士との相談) \* 規律委員会へ報告

⑦ 決定

- ・ 試合開催 (続行) 可能か中止 / 順延かの判断に加え、必要に応じて避難を決定する
- ・ 避難を必要とした場合や、観戦環境及び試合環境が復旧されない場合は中止 / 順延を決定する

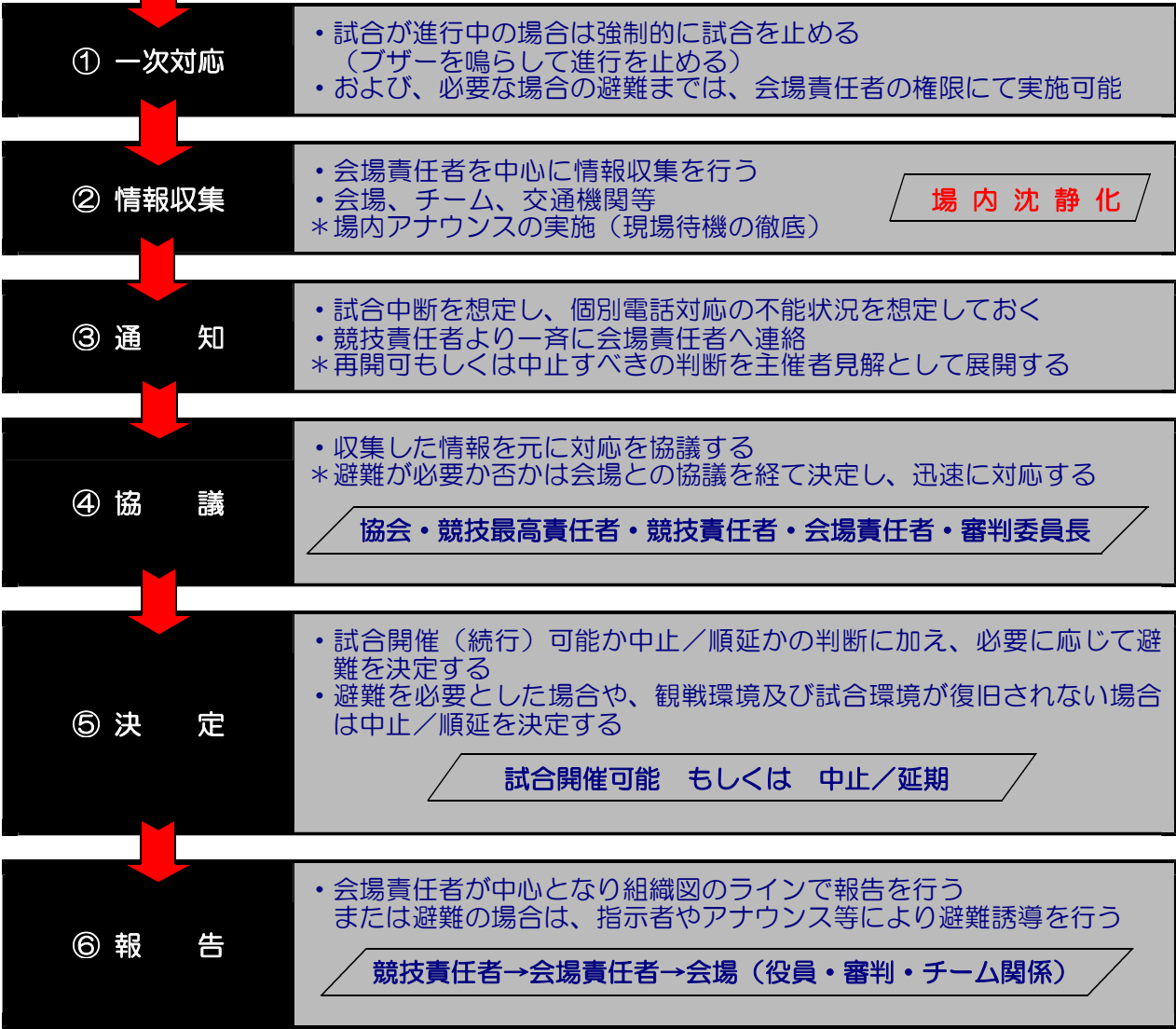
試合開催可能 もしくは 中止 / 延期

⑧ 報告

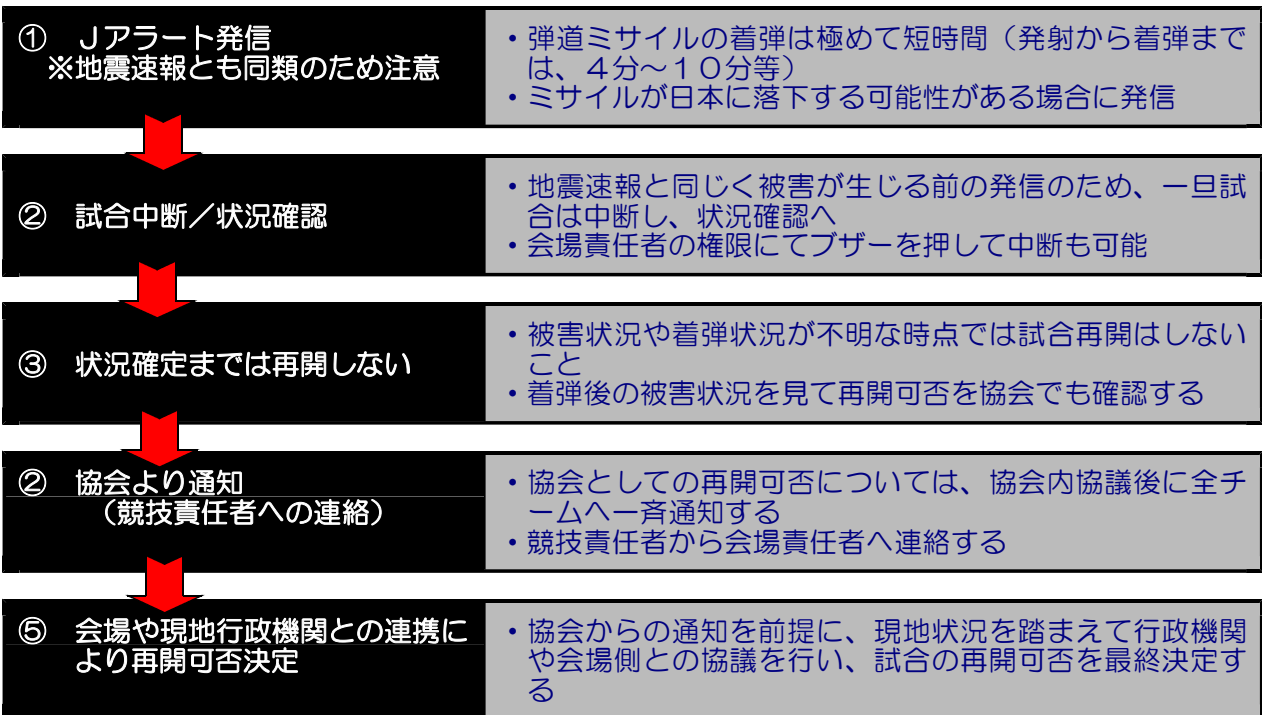
- ・ 競技責任者が報告を行う。または避難の場合は避難誘導へ

競技責任者→会場責任者→会場 (役員・審判・チーム関係)

**■ <事象発生B> Jアラートおよび地震速報等の発信 ■**



==== 弾道ミサイルのケース ====



## 〈4〉 各地区協会・各連盟における緊急時対応フローの確立

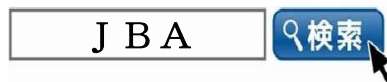
- (1) 各地区協会（各連盟・その他）での緊急対応時フロー  
県協会の緊急時対応フローに即し、各地区協会・各連盟毎に、県協会の緊急時対応フローを、運営マニュアル等に反映させ、事前共有すること。
- (2) 緊急時対応フローがある場合は、下記の事項の確認をお願いします。
  - ①事象発生（もしくは発生の予兆となる情報収集）
  - ②事象発生の報告フロー
  - ③意思決定の手続きと、場内アナウンス
  - ④試合中断と来場者対応（場内沈静化）
  - ⑤避難対応
  - ⑥避難後の意思決定と振替調整（協会－チームを含む）
  - ⑦決定事項の周知および来場者対応
  - ⑧各所報告
- (3) その他
  - ・会場責任者の意識改革と迅速かつ明確な言動が求められる。
  - ・会場責任者は、事前にシミュレーションしておくことが必要である。
  - ・組織として、役員の避難訓練をお願いしたい。

## 〈5〉 その他

- (1) 長崎県協会 規律委員会（裁定機能有）  
＊別紙参照

- (2) 懲罰基準

- ・JBA各種規程に準じて規律委員会で決定する。
- ＊JBAホームページ参照



- (3) 行動規範

- 1) バスケットボールに関わるすべての者は、社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し、社会的な規範に基づいて行動する。
- 2) 競技者は、自己の技術、体力及び知力を高めることに最善の努力を行うとともに、常に教養を深め人格を高めるよう心がける。  
また、仲間を愛し、お互いを尊重するとともに、他の模範となるよう心がける。
- 3) 指導者は、バスケットボールの技術・戦術などの研究及び指導方法について研究し、自己の指導力の向上と修養に努める。また、競技者を指導する責任を自覚し、競技者の人格を尊ぶとともに、その模範となるよう率先垂範の行動に心がける。
- 4) 役員・（含：審判）は、バスケットボールの普及振興を図り、人々の心身の健全な発展に寄与するため、真摯に職務を遂行する。また、職務を公平・公正かつ誠実に遂行し、個人的な利益は決して求めない。

- (4) 九州バスケットボール宣言

「我々は、あらゆる暴力の根絶はもちろんのこと、人間性の尊重そしてフェアプレーの精神に基づき、指導者・選手・審判・観客が一体となって、真の強さを求めていくことを宣言します。」